

社会福祉法人はばたき 役員等報酬旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はばたきの役員及び評議員の報酬、旅費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報酬(日額)
評議員会出席報酬等	10,000円

3 出席報酬及び第4条の報酬については、その都度、現金にて支給するものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(旅費)

第5条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会出席、または法人業務のため出張する場合は、次

により旅費を支給することができる。

宿泊費（日額）		日 当		交通費
東京・大阪	その他	宿泊	日帰	実 費
23,000 円	18,000 円	4,000 円	2,000 円	

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬
理 事 長 業 務 報 酬 等（日額）	10,000 円
理 事 業 務 報 酬 等（日額）	10,000 円
評 議 員 業 務 報 酬 等（日額）	10,000 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等（日額）	10,000 円